

教育警察常任委員会 年間活動計画作成について

1 部局所管事項概要調査

5月26日（月） 教育警察常任委員会

2 年間活動計画について協議

- (1) 前期の委員会における委員会活動評価総括表及び部局の所管事項概要説明の内容等を踏まえ、重点調査項目を選定する。
- (2) 重点調査項目について、いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など）で調査を行うか協議する。
- (3) 県内外調査の時期、内容について協議する。

※参考：年間活動計画書

※委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、年間活動計画の修正を委員会で協議する。

3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、委員に配付する。

常任委員会活動 評価総括表

委員会名（ 教育警察常任委員会 ）

- 1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)
- ・教育予算や教員不足などの課題について、しっかりと1年間委員会活動を行うことができた。

・県外調査において、埼玉県警で高いレベルのサイバー警察を調査することができ、三重県警にそれを提案することができた。

・委員間討議の時間での議論は少なかったかもしれないが、一つのテーマに対して、執行部も交えて関連で委員会で議論を行い、審議を深めるなど活発な委員会活動を行うことができた。

・有志で委員全員が現地調査を行い、地域での高校の果たす役割が大事であることの共通認識を持ち、さらに委員会での議論につながった。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.5
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.8
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.8
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	5.0
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.5
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.5
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.5

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.7
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	4.8

教育警察常任委員会 活動計画書 （令和 7 年 5 月～令和 8 年 5 月）

令和 7 年 5 月 2 6 日現在

1 所管調査事項

- ・学校教育の充実について
- ・社会教育及び文化財保護行政の推進について
- ・警察の組織及び運営について

2 重点調査項目

- (1) (※昨年度 教員不足について)
- (2) (※昨年度 少人数学級の成果について（適正規模）)
- (3) (※昨年度 県立高等学校の活性化について)
- (4) (※昨年度 S N S 等に起因する犯罪対策について)
- (5) (※昨年度 警察官の働き方改革について)

3 活動計画表

重点調査項目	令和 7 年 5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和 8 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
(1) (2) (3) (4) <調査方法> ・当局から説明聴取 ・参考人招致 ・県内外調査 ・委員間討議 など	常任委員会 所管事項説明 (5/26)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (6/19, 23)	県内調査 (7/3～4 の間) 県内調査 (7/29～ 31 の間)	県内調査 (8/4～6 の間)	県外調査 (9/2 ～ 4 の間)	常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査等 予決分科会 補正予算 (10/15, 17)	予決分科会 令和 6 年度歳 入歳出決算、 所管事項の調 査 (当初予算編 成に向けての 基本的な考え 方) (11/6)	常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/10, 12)			常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査等 予決分科会 当初予算、補正予算 等 (3/●, ●)		
執行部の主な予定		令和 7 年版県 政 レポ ー ト (案)				一般会計、 特別会計決算 令和 8 年度行政 展開方針（案） 当初予算編成に 向けての基本的 な考え方		当初予算要求 状況		当 初 予 算 案	令和 8 年度行政展開 方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7 月 3 日～ 4 日の間（日帰り） ○○の取組等の調査を行う。（学校関係）
- 7 月 2 9 日～ 3 1 日の間（日帰り） ○○の取組等の調査を行う。
- 8 月 4 日～ 6 日の間（日帰り） ○○の取組等の調査を行う。

(2) 県外調査

重点調査項目を中心として、県外の先進的な取組等について調査を行うことができる。
実施する場合は 9 月 2 日～ 4 日（2 泊 3 日以内）

教育警察常任委員会 過去5か年の重点調査項目

重点調査項目は、常任委員会で年間を通して特に重点的に調査する事項であり、例年4項目程度を選定しています。

令和6年度

- (1) 教員不足について
- (2) 少人数学級の成果について（適正規模）
- (3) 県立高等学校の活性化について
- (4) SNS等に起因する犯罪対策について
- (5) 警察官の働き方改革について

令和5年度

- (1) 新型コロナウイルス感染症がもたらした児童生徒への影響について
- (2) 教員の働き方改革について
- (3) 子どもを取り巻く様々な問題から子どもを守る取組について
- (4) 総合的な犯罪対策と交通安全対策について

令和4年度

- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応と児童生徒への影響について
- (2) 文化財の保存・活用・継承について
- (3) インクルーシブ教育の推進について
- (4) 総合的な犯罪対策と交通安全対策について

令和3年度

- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について
- (2) 県立高等学校の活性化について
- (3) 外国人児童生徒の学びの充実について
- (4) サイバー犯罪対策と交通安全対策について

令和2年度

- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について
- (2) 夜間中学について
- (3) 安全で安心な教育環境づくりについて
- (4) 総合的な犯罪抑止対策と交通安全対策について

平成 19 年 12 月 19 日	代表者会議決定
平成 21 年 5 月 8 日	代表者会議決定
平成 23 年 5 月 9 日	各派世話人会決定
令和 3 年 10 月 29 日	代表者会議改正

委員会の県内外調査について

(県内調査)

常任委員会	原則として日帰り調査を 2 回程度実施
特別委員会	日帰りの調査を適宜実施することができる。

(県外調査)

常任委員会	2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。
特別委員会	1 泊 2 日以内の行程で 1 回実施することができる。
議会運営委員会	2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。

ただし、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があるときや大規模な災害その他の緊急事態が発生するなど現地での調査が困難となった場合は、各委員会の判断で、適宜オンラインを活用したりモート形式で実施することができる。